

暴風(雪)警報、特別警報・危険警報の発表時における登下校

1 豊橋市に「暴風(雪)警報」が発表されている場合

(1) すでに発表されている場合

⇒**自宅待機**

(2) 始業2時間前(午前6時40分)までに解除された場合

⇒**平常授業**

(3) 始業2時間前(午前6時40分)から午前11時までに解除された場合

⇒**解除されてから2時間後に授業開始(ただし、定期考査実施日は除く)**

(4) 午前11時以降、継続された場合

⇒**臨時休校(家庭学習)**

(5) 登校後に「暴風(雪)警報」が発表された場合

ただちに授業を中止し、生徒の安全を確保する。その後、安全に下校できると判断した場合、下校または保護者への引き渡しを行う。

※ 豊橋市以外に住んでいる生徒は、住んでいる地域に「暴風(雪)警報」が発表されている場合、上記1(1)～(4)に準ずる対応をとる。

※ 「暴風(雪)警報」が解除されても、通学路の冠水や倒木、交通機関が途絶しているなど登校が困難と判断される場合は自宅待機(家庭学習)とし、学校へ連絡する。

2 豊橋市に「特別警報(レベル5)・危険警報(レベル4)」が発表されている場合

(1) すでに発表されている場合

ア **授業を行わず、臨時休校とする。**

イ 「特別警報・危険警報」がその日の授業時間内に解除されても授業は行わない。

ウ 解除後いつ授業を開始するかは学校から連絡する。

(2) 登校後に発表された場合

ただちに授業を中止し、生徒の安全を確保する。その後、安全に下校できると判断した場合、下校または保護者への引き渡しを行う。

※ 豊橋市以外に住んでいる生徒は、住んでいる地域に「特別警報」「危険警報」が発表されている場合、上記2(1)(2)に準ずる対応をとる。